

# 生産性向上特別措置法「先端設備等導入計画」 【固定資産税の特例】（地方税）

## 概要

- ・ 中小企業者等が適用期間内に市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロ～2分の1の間で市区町村の定めた割合に軽減される制度

## 適用期間

- ・ 「生産性向上特別措置法」の施工日から平成33年3月31日までの期間
- ※ 「生産性向上特別措置法」の施工日：平成30年6月6日

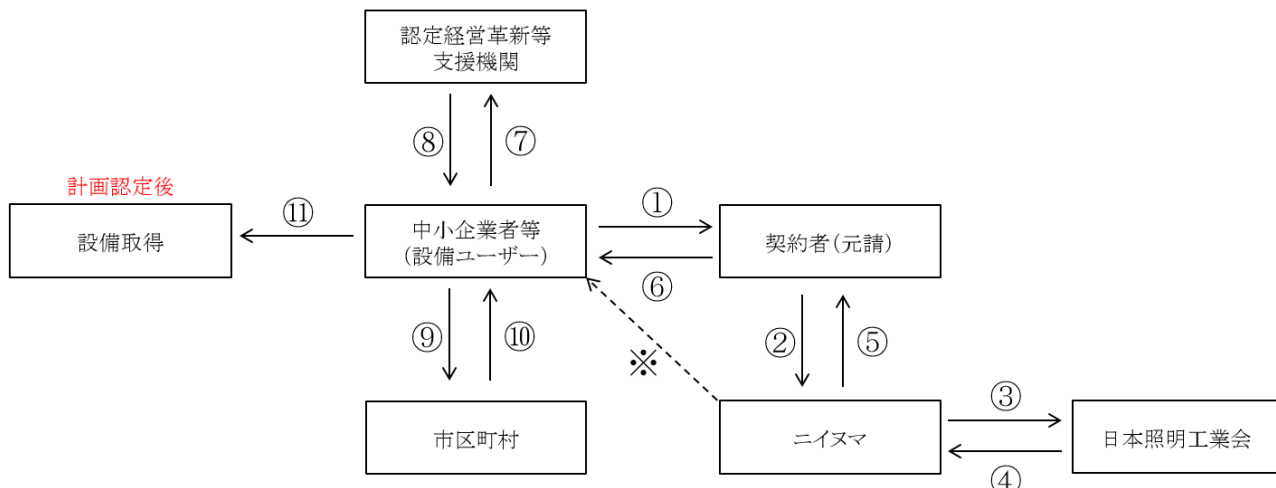
## 条件（LED照明の場合“設備の種類：建物附属設備”に該当）

- ・ 所在する市区町村が「導入促進基本計画」を策定していること
- ・ 一定期間内に販売されたモデルであること（最新モデルである必要なし）  
※ 中古品は対象外
- ・ 旧モデルと比較し生産性が年平均1%以上向上していること
- ・ 最低取得価格600,000円以上（製品代のみ）であること
- ・ 器具一体型の製品のみ対象
  - 高天井LED【SKY】
  - 高天井LED【BRIGHT】【CORE】【High Grad】【Value PLUS】TUシリーズ・NAシリーズ
  - 高天井LED【ICE】
  - LED小型投光器
  - LEDベースライト
- ・ 建物に付帯する照明設備であること（屋内であること）

## 税制支援

- ・ 固定資産税が3年間ゼロから2分の1の間（市区町村の定める割合）に軽減

## 手続きスキーム



- ①中小企業者等（設備ユーザー）より契約者（元請）へ証明書発行の依頼
  - ②契約者（元請）よりニイヌマへ証明書発行の依頼
  - ③ニイヌマより日本照明工業会へ証明書発行の申請
  - ④日本照明工業会よりニイヌマへ証明書の発行
  - ⑤ニイヌマより契約者（元請）へ証明書の郵送
  - ⑥契約者（元請）より設備ユーザーへ証明書の郵送  
※ニイヌマより設備ユーザーへ直送も可 別途ご相談ください。
  - ⑦中小企業者等（設備ユーザー）より認定経営革新等支援機関へ事前確認の依頼
  - ⑧認定経営革新等支援機関より中小企業者等（設備ユーザー）へ事前確認書の発行
  - ⑨中小企業者等（設備ユーザー）より市区町村へ先端設備等導入計画の申請
  - ⑩市区町村より中小企業者等（設備ユーザー）へ先端設備等導入計画の認定
- ↓先端設備等導入計画認定後
- ⑪中小企業者等（設備ユーザー）設備取得
  - ⑫中小企業者等（設備ユーザー）より所在する市町村へ税務申告

※計画変更により設備を追加する場合や、先端設備等導入計画の申請・認定前までに工業会証明書が取得出来なかった場合でも誓約書および工業会証明書を追加提出することで当税制支援を受け事が可能です。（指定期間等の定めあり）詳しくは生産性向上特別措置法先端設備等導入計画策定の手引きをご確認下さい。

### 注意事項

- ・日本照明工業会に証明書発行依頼を実施する際は、決まった書式に基づき発行依頼を実施します。
- ・書類に不備（型式や事業所名の誤り）等が発生した場合、税制支援を受けられない場合があります。

### お問合せ

- ・ニイヌマ株式会社 TEL:048-951-1041
- ・中小企業庁 TEL:03-6744-6601
- ・日本照明工業会 TEL:03-6803-0501
- ・所在する市区町村：「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る  
※同意を受けている市区町村リストは中小企業庁のHPで公表予定  
URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

当税制支援は中小企業等経営強化法に基づく税制措置の固定資産税の特例との併用は不可能です。但し、中小企業等経営強化法に基づく税制措置の中小企業経営強化税制との併用は可能です。

※工業会証明書は複写にてご使用頂けます。